

西海市余裕期間設定工事実施要領

(趣旨)

第1条 この告示は、市が発注する建設工事の実工期前に建設資材の調達や労働力確保のための余裕期間を設定することにより、受注者の技術者及び施工体制の計画的な確保を促進し、もって人材・資機材の効率的活用や担い手の処遇改善に資することを目的として、市が発注する建設工事における余裕期間を設定した工事の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 工事の始期 工事開始日、実際に現場において工事に着手する日
- (2) 工事の終期 工事完成期限の日
- (3) 余裕期間 契約締結の日から工事の始期の前日までの期間
- (4) 実工期 標準工期又は各工種工程を積み上げ算出した工事施工に必要な期間（工事の始期から工事の終期までの期間で準備と後片付けを含む。）
- (5) 全体工期 余裕期間と実工期を合計した期間
- (6) 実工事期間 実際に工事を施工する期間（準備期間と後片付け期間を含む。）
- (7) 発注者指定方式 市が工事の始期を指定する方法
- (8) 任意着手方式 市が示した工事着手期限までに、受注者が工事の始期を選択する方法
- (9) フレックス方式 市があらかじめ設定した全体工期内で、受注者が工事の始期と工事の終期を決定する方法

(余裕期間)

第3条 余裕期間は、実工期の30パーセントを超えず、かつ、60日間を超えない範囲で設定することができるものとする。

- 2 余裕期間内は、受注者における現場代理人及び主任技術者（監理技術者）の配置を不要とし、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるものとする。ただし、余裕期間内の現場への資材搬入及び仮設物の設置等、工事

の着手を行ってはならないものとし、余裕期間内に行う準備は、受注者の責により行うものとする。

(対象工事)

第4条 余裕期間設定の対象となる工事は、市が発注する当初設計額が130万円を超える建設工事のうち、市が余裕期間を設定した工事の対象となることを明示して発注したものとする。

(制度の適用)

第5条 市は、入札公告等に「余裕期間を設定した工事」であることを明記し、特記仕様書には必要事項を明記する。

(工事の始期の設定)

第6条 任意着手方式又はフレックス方式において、受注者は、余裕期間内の任意の日を工事の始期と定め、契約を締結するまでの間に工期通知書(様式-1)を作成し市に通知しなければならない。

2 前項の規定により通知された工事の始期により契約を締結する。

(実工事期間の変更)

第7条 任意着手方式又はフレックス方式により余裕期間を設定した工事において、余裕期間内に施工体制等(配置予定技術者の配置など)の確保が図られ、工事着手可能となった場合に限り、受注者は、市と協議し工事の始期を変更することができるものとする。

2 発注者指定方式により余裕期間を設定した工事においては、余裕期間内に市が現場状況の変化により工事の始期の変更を求める場合に限り、市は受注者と協議し、工事の始期を変更することができる。

3 発注者指定方式及び任意着手方式における工事の始期を変更するときは、実工期の日数は変更しないものとし、工事の終期についても、工事の始期を前倒しする日数分を前倒しするものとする。

4 任意着手方式及びフレックス方式の場合は、週休2日工事(西海市週休2日工事実施要領(令和5年西海市告示第41号)に規定する週休2日工事をいう。)に限り、受注者が必要工期を算出し、実工期の日数が不足する場合は、施工計画書の提出前までに市と協議し、市が妥当と判断した場合は工事の終期を変更することができるものとする。

- 4 契約締結後に受注者から実工期の変更の申出があった場合は、西海市建設工事標準請負契約書（平成23年西海市訓令第3号。以下「工事請負契約書」という。）第62条第1項により協議し、工事の終期を変更することができるものとする。

（契約関係の取扱い）

第8条 余裕期間を適用する場合の工事請負契約書に記載する工期は、次のとおりとする。

- (1) 発注者指定方式においては、入札公告又は入札執行通知書に記載されている実工期を記載する。
 - (2) 任意着手方式及びフレックス方式においては、受注者が提出した工期通知書に記載された工期を記載する。
- 2 余裕期間を適用する場合の受注時の工事実績情報サービス（コリンズ）への登録は、工事の始期後10日以内（休日を除く。）に行うものとする。この場合において、契約工期の開始年月日は契約日（余裕期間を適用しない工事の場合は工期の始期）を記載するものとし、実工期及び技術者情報（従事期間）の開始年月日は工事の始期を記載するものとする。
 - 3 その他関係書類に記載する工期について、契約工期と実工事期間の区別がない場合は、工事の始期から工事の終期までを記載する。

（前払金の取扱い）

第9条 受注者は、工事の始期以降でなければ前払金を請求できない。

（補則）

第10条 契約保証の保証期間は、全体工期を設定するものとする。

- 2 工期の開始は、工事請負契約書に記載した工事の始期として設定した日とし、設定日前日以前の余裕期間に、現場代理人や主任技術者（監理技術者）との当該工事に関する協議等はできない。（第7条各項に基づく工期の変更協議を除く。）
- 3 受注者は、労務費や材料費の単価適用年月日について、起工日の月単価が適用されることに留意しなければならない。

附 則

(施行期日)

第1条 この告示は、令和5年7月1日から施行し、同日以降に入札公告、入札執行通知又は見積執行通知を行う工事から適用する。

(経過措置)

第2条 この告示の施行の前日に、入札公告、入札執行通知又は見積執行通知を行った工事について、入札執行及び見積執行の結果、落札者が決定しなかった工事における、この告示の施行の日以後に西海市建設工事入札制度要綱（平成17年西海市告示第93号）第8条第3項に基づき実施する入札については、なお従前の例による。